富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流地域森林計画及び 山梨東部地域森林計画の変更について

1 樹立及び変更に係る現在までの手続き

令和3年11月1日に開催した令和3年度第1回森林審議会において計画案について審議を行った後、次の手続きを実施した。

(1) 計画案の縦覧

- ・ 根拠:森林法第6条第1項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 縦覧期間:令和3年11月5日(金)~11月29日(月)
- ・ 縦覧場所:各計画区域を所管する林務環境事務所

(2) 計画案の意見聴取

- 根拠:
 - ① 森林法第6条第3項:都道府県知事は、縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、 関係市町村長及び関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。
 - ② 森林法の運用について(林野庁長官通知):地域森林計画をたて、又はこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。
- · 意見聴取期間:11月30日(火)~12月10日(金)

2 縦覧・意見聴取で寄せられた意見

縦覧・意見聴取	意見等	地域森林計画の修正	
縦覧	なし	なし	
意見聴取 (市町村)	なし	なし	
意見聴取 (関東森林管理局)	なし	なし	
意見聴取 (関東経済産業局)	なし(富士川上流・富士川中流	なし	
	計画区について、鉱業権の設定		
	があるため配慮すること)		

3 地域森林計画案の主な修正点

(1)計画案の事前調整に基づく修正

計画案の縦覧期間中に、農林水産大臣への協議手続きに先立ち、計画案の事前調整を行った結果、次のとおり修正を行った。

<修正1>

○項 目: Ⅱ第3 1 (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

○意見等:立木の伐採(主伐)の標準的な方法について、全国森林計画を踏まえ、集材路の作設等の 方法について記載して欲しい。

○対 応

修正後	修正前		
立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、市町村	(追加)		
森林整備計画において立木の伐採(主伐)を行う			
際の規範として定めるものとする。			
~なお、伐採作業に伴う林業機械の走行等に			
必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する			
区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置			
の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の			
土地の保全への影響を極力抑えるものとする。			

※掲載頁:上流 P. 31、中流 P. 4、東部 P. 4

<修正2>

○項 目:Ⅲ第3 2 (1) 人工造林に関する指針

○意見等:「花粉症対策苗木」について、「花粉症対策に資する苗木」として欲しい。

○対 応

修正後	修正前
少花粉スギ等の花粉症対策 <u>に資する</u> 苗木の増加	少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加
に努めるものとする。	に努めるものとする。

※掲載頁:上流 P. 40

<修正3>

○項 目:Ⅱ第3 3 間伐及び保育に関する基本的事項

○意見等:間伐等の省力化・効率化の観点から、例示として「列状間伐」について記載して欲しい。

○対 応

修正後	修正前		
(3) その他必要な事項	(3) その他必要な事項		
間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の	間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の		
安定供給を一層促進するとともに、森林所有者	安定供給を一層促進するとともに、森林所有者		
の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の	の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の		
推進が不可欠であることから、森林施業の集約	推進が不可欠であることから、森林施業の集約		
化や合理的な路網整備、高性能林業機械の導入、	化や合理的な路網整備、高性能林業機械の導入		
<u>列状間伐の実施</u> など、効率的な森林整備を推進	など、効率的な森林整備を推進		
し、間伐材の利用拡大に積極的に取り組むこと	し、間伐材の利用拡大に積極的に取り組むこと		
とする。	とする。		

※掲載頁:上流 P. 44、中流 P. 6、東部 P. 6

<修正4>

○項 目: Ⅱ第3 5 (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

○意見等:林道、林業専用道、森林作業道といった路網の種類ごとの走行車両の違いが分かるよう、

全国森林計画を踏まえ、より詳細な記載をして欲しい。

○対 応:

修正後	修正前		
~森林施業や木材輸送の効率化を担う幹線 <u>であ</u>	~森林施業や木材輸送の効率化を担う幹線 <u>とな</u>		
り、森林施業用の車両に加え一般車両の走行も	<u>a</u>		
想定する「林道」、支線として林道の機能を補完	「林道」、支線として林道の機能を補		
し主として森林施業用の車両の走行を想定する	完		
「林業専用道」、林道及び林業専用道と施業地と	る「林業専用道」、林道及び林業専用道と施業地		
を直結し集材や造材等の作業を行う林業機械の	とを直結		
走行を想定する「森林作業道」~	する「森林作業道」~		

※掲載頁:上流 P. 50

<修正5>

○項 目:Ⅱ第5 2 (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

○意見等:森林保健施設の整備に必要な立木の期待平均樹高について記載すること。

○対 応:

修正後	修正前		
市町村森林整備計画においては、対象森林を	(追加)		
構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準			
伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに			
標準伐期齢に達している立木にあってはその樹			
高)を定めるものとする。			

※掲載頁:上流 P. 67

(2) 錯誤に伴う修正

計画案の記載に錯誤があったことから、次のとおり修正した。

○項 目: II 第3 5 (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○対 応:

修正後			修正前					
区分	作業システム	路網密度	基幹路網		区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0-15°)	車両系	110m/ha以上	40m/ha以上		緩傾斜地 (0-15°)	車両系	110m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地	車両系	85m/ha以上	35m/ha以上		中傾斜地	車両系	85m/ha以上	25m/ha以上
(15-30°)	架線系	25m/ha以上	25m/ha以上		(15-30°)	架線系	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地	車両系	60<50>m/ha以上	25<15>m/ha以上		急傾斜地	車両系	60<50>m/ha以上	15m/ha以上
(30-35°)	架線系	20<15>m/ha以上	20<15>m/ha以上		(30-35°)	架線系	20<15>m/ha以上	15m/ha以上
急峻地 (35°-)	架線系	5m/ha以上	5m/ha以上		急峻地 (35°-)	架線系	5m/ha以上	5m/ha以上
注)〈 〉書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林		注)〈〉書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林						
へ誘導する森林における路網密度			へ誘導する森林における路網密度					

※掲載頁:上流 P. 51

4 今後の手続き

森林法第6条第5項に基づく農林水産大臣への協議を行い、同意を得て計画が決定となる。計画 決定後、公表する。